

市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日
けで締結した第 26 回人権フェスティバル岡山企画・実施業務に係る委託契約（以下「本契約」とい
う。）に基づいて取り扱う、市の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、
もって市民の基本的人権を擁護するため、岡山市個人情報保護条例（平成 12 年市条例第 34 号。以
下「条例」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（受託者の責務）

第 1 条 乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）
は、保有個人情報に関して条例第 18 条に定める「受託者の責務」を負う。

2 乙は、保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏えい及び毀棄等の事故を防止す
るための対策を講じなければならない。

（責任者の指定）

第 2 条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」とい
う。）を置く。

2 責任者は次に掲げる者とする。

職 名 氏 名

3 責任者は、保有個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
（研修・教育の実施）

第 3 条 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情
報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

（個人情報の守秘義務）

第 4 条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

（再委託の禁止）

第 5 条 乙は、保有個人情報の取扱いの委託の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、本契
約において再委託が認められており、かつ、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面により申請
し、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

（1）本契約の名称

（2）再委託先名（住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

（3）再委託する理由

（4）再委託契約の内容（契約年月日、履行場所及び委託期間）

（5）再委託して処理する内容

（6）再委託先が取り扱う個人情報

2 前項の書面には、乙と再委託先との間で本覚書に準じて締結する予定の個人情報の
取扱委託に関する覚書の案を添付しなければならない。

（不正利用等の禁止）

第 6 条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を不正に利用し、又は毀棄等をしてはならない。

（外部への提供の禁止）

第 7 条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を、乙の他の従事者（担当以外の者）及び部外者に提供
してはならない。

（収集の禁止）

第 8 条 乙及び乙の従事者は、本契約に基づいて個人情報を収集する場合は、受託業務の範囲を超え

て収集してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(記録の搬送等)

第10条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報を搬送等するときは、保有個人情報の飛散等の流出事故を想定したうえで、安全・確実に行わなければならない。

(保有個人情報の返却)

第11条 乙は、保有個人情報を乙において保管する必要がなくなったときは、速やかに甲に返却しなければならない。物理的に返却することができない特別な事情がある場合は、「甲の立会いのもとに廃棄又は消去しなければならない

(事故の報告)

第12条 乙は、保有個人情報に関し事故が発生したときは、速やかに甲に報告しなければならない。

(罰則等の周知)

第13条 乙は、保有個人情報を不正に取り扱った場合の罰則適用（条例第24条、第24条の2及び第25条）について、乙の従事者に周知し、徹底させなければならない。

(その他)

第14条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長

印

受託者 乙 住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

(市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書第5条第1項に規定する書面)

令和 年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請書

岡 山 市 長 様

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付で岡山市と受託者との間で締結した委託業務について、個人情報の取扱いの(全部・一部)を下記のとおり再委託したいので申請します。

記

1 本契約の名称		
2 再委託先名	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
3 再委託する理由		
4 再委託契約の内容	契約年月日	
	履 行 場 所	
	委 託 期 間	
5 再委託して処理する内容		
6 再委託先が取り扱う個人情報	特定個人情報等の取扱いの有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)	

※ 再委託先と締結する予定の個人情報の取扱委託に関する覚書の案を添付すること。

(市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認申請に対する承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

市の保有する個人情報の取扱委託の再委託承認通知書

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 様

岡山市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった第 26 回人権フェスティバル岡山企画・実施業務委託における岡山市の保有する個人情報の取扱いの（全部・一部）を再委託することについて、承認したので通知します。

なお、再委託先と「個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結した際には、その写しを提出してください。